

## 旭川医科大学慶弔費取扱要項

(令和4年3月28日学長裁定)

(趣旨)

第1 この要項は、旭川医科大学（以下「本学」という。）学長その他これに準じる者が、本学の円滑な運営のため本学を代表して慶意又は弔意を表す際に要する経費（以下「慶弔費」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2 慶弔費の支出に当たっては、支出内容や相手方について、社会通念上必要と認められる範囲内で、最小限の金額となるよう努めるものとする。

(支出項目)

第3 支出項目は、祝電、弔電、供花、記念品とし、支出内容及び支出金額は、第4から第6に規定する範囲とする。

(祝電)

第4 祝電として支出できるものは次の範囲とする。

- (1) 文部科学省、各国立大学法人、試験研究機関その他学長が業務上関係する機関の慶事に際し、当該慶事に係る式典等に対して学長又は病院長名で発信することができる。
- (2) 次に掲げる者が、褒章、叙勲等を受章し、又はこれらに準ずる賞を受賞した場合は、学長名で発信することができる。

ア. 本学役員（常勤を除く。）

イ. 元本学役員

ウ. 本学経営協議会委員（本学の役員及び職員を除く。）

エ. 元本学職員（非常勤を除く。）

オ. その他学長が特に必要と認めた者

2 金額については、1件3,000円（消費税を含まない。）を超えない範囲とする。

(弔電、供花)

第5 弔電及び供花として支出できるものは別表1に定める範囲とする。

2 金額については、1件につき弔電は3,000円（消費税を含まない。）、供花は25,000円（消費税を含まない。）を超えない範囲とする。

(記念品)

第6 記念品として支出できるものは次の範囲とする。

- (1) 国際交流事業で、本学への来客に対し記念品等を贈呈する場合又は本学職員が外国の大学等へ赴き記念品等を贈呈する場合。
- (2) 本学が開催する記念式典で、出席者に対して記念品を贈呈する場合。
- (3) 広報宣伝を目的として本学のノベルティグッズを贈呈する場合。
- (4) 表彰規程等に基づいて、功労や功績があった本学の職員、学生又は学外者等に記念品を贈呈する場合。

2 金額については、前項1号及び2号については1件3,000円（消費税を含まない。）、前項3号については1件500円（消費税を含まない。）を超えない範囲とし、前項4号につ

いては社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

(特別慶弔費)

第7 儀礼上又は慣行上特段の配慮が必要であるため第4から第6の定めるところにより難しい場合には、特別慶弔費支出願(様式1)を作成し、大学運営会議に諮り学長の承認を得るものとする。

2 学長は前項の申請内容が適切でないと判断した場合は、理由を付して申請者へ差し戻すこととする。

(事後確認)

第8 会計課長は、必要に応じて慶弔費の支出状況について関係者又は納入業者等に確認することとする。

(要項の改廃)

第9 この要項の改廃は、役員会の議を経なければならない。

附 則

この要項は令和4年3月28日から実施する

**【制定理由】**

不正な支出を防止し経費の適正な支出を図るため、関係規程を整備するものである。